

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成30年1月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	白石町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.shiroishi.lg.jp/jyumin/seikatsu/jyouhou/_2020.html

執行機関名 白石町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例(平成22年白石町条例第10号)による小学生・中学生の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		白石町個人番号の利用に関する条例別表第一第2項白石町子どもの医療の助成に関する条例(平成23年白石町条例第21号)及び経過措置に係る小学生・中学生の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	白石町子どもの医療の助成に関する条例(平成23年白石町条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて <u>児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。</u>	第1条 この条例は、 <u>子どもの医療に要する医療費について助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、疾病の重篤化を防ぎ、子どもを持つ世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		白石町子どもの医療の助成に関する条例(平成23年白石町条例第21号)廃止前の白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	廃止前の白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例第6条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	助成の申請の <u>受理</u> 、その申請に係る事実についての <u>審査</u> 又はその申請に対する <u>応答に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	廃止前の白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例第3条第4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは医療費支給認定基準世帯員)に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	廃止前の白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ニ	廃止前の白石町小学生・中学生医療費の負担軽減に関する条例第2条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--